不利益処分の処分基準

処分の内容		悪臭原因物の排出防止のための応急措置の実施命令
根拠法令及び条項		悪臭防止法第１０条第３項
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
処分基準	関係条項	悪臭防止法第１０条第１項
	基準（未設定の場合はその理由）	過去に事例がないため未設定
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）